

国際日本文化研究センター 入退室用 IC カード取扱要項

令和 2 (2020) 年 2 月 1 2 日	所長裁定
令和 7 (2025) 年 3 月 3 1 日	最終改正

(趣旨)

第 1 条 この取扱要項は、国際日本文化研究センター 入退室用 IC カード（以下「IC カード」という。）の職員等への貸与、その他の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(職員等の定義)

第 2 条 前条の職員等とは、次の第 1 号から第 4 号に掲げる者とする。

- (1) 大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）と雇用関係があり、かつ勤務地を本センターとする者（以下「職員」という。）
- (2) 機構外来研究員規程に定める外来研究員のうち、本センターに派遣された者（以下「外来研究員」という。）
- (3) 国立大学法人総合研究大学院大学先端大学院先端学術専攻国際日本研究コース（以下「総研大」という。）に所属する学生（以下「学生」という。）
- (4) 前各号に定める者のほか、所長が IC カードの貸与を必要と認める者

(IC カードの貸与)

第 3 条 IC カードは、職員等のうち、所長が許可した者に限り貸与する。

- 2 IC カードの貸与にあたり、職員等は IC カード貸与申請書（別記第 1 号様式）を提出するものとする。
- 3 IC カードは、IC カード管理台帳（別記第 2 号様式）をもって管理する。

(IC カードの様式)

第 4 条 IC カードの様式は、別記第 3 号様式のとおりとする。

(IC カードの機能)

第 5 条 IC カードは、本センターの各施設及び各室に備え付けられた電子錠（以下「電子錠」という。）を開錠する機能を備える。

(電子錠を管理する者)

第 6 条 電子錠を管理する者（以下「電子錠管理者」という。）は、別表のとおりとする。

(IC カードの貸与又は譲渡の禁止)

第 7 条 IC カードの貸与を許可された者は、他者に貸与又は譲渡してはならない。

(IC カードの紛失)

第8条 IC カードを紛失した者は、IC カード紛失届（別記第4号様式）をもって、所長に届け出なければならない。

- 2 所長は、前項の申請を受けたときは、届け出のあった IC カードの登録を抹消するものとする。

(IC カードの返納)

第9条 IC カードの貸与を許可された者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく IC カードを所長に返納しなければならない。

- (1) IC カードを損傷し、使用できなくなったとき。
- (2) IC カードを利用する必要がなくなったとき。
- (3) 職員の場合は、本センターを退職したとき。
- (4) 外来研究員の場合は、本センターへの派遣期間が終了したとき。
- (5) 学生の場合は、総研大を修了、除籍または退学したときのいずれかの場合。

(事務)

第10条 IC カードに関する事務は、管理部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、令和2（2020）年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3（2021）年10月7日から施行し、令和3（2021）年9月21日から適用する。

附 則

この申合せは、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和7（2025）年3月31日から施行する。

別 表（第6条関係）

建 物 等 名	電子錠設置場所	電子錠管理者
情報・管理棟 1 階	職員通用口	総務課長
	管理者用通路	
	エントランス（東・北・南）	
	コモンルーム（入口・西）	
福利施設棟	女子休憩室入口	
研究交流棟	インスティテューショナル・リサーチ室入口	情報管理課長
図書館	図書館入口	
図書資料館	図書館貴重書室①入口	
	図書館貴重書室②入口	情報管理課長
情報・管理棟 3 階	事務室入口	
	サーバ室入口	
	端末室入口	
北研究棟	国際日本研究コンソーシアム 室入口	研究協力課長
	7203 室	
研究交流棟	プロジェクト共用室 5 入口	
南研究棟	来訪研究者室入口	

申請日： 年 月 日

フリガナ	
氏 名	
所 属 該当する所属に○を 付してください。	研究部 ・ 国際研究企画室 ・ 総合情報発信室 ・ インスティテューショナル・リサーチ室 総務課 ・ 財務課 ・ 研究協力課 ・ 情報管理課 総合研究大学院大学 その他()
職 名 等 該当する職名に○を 付してください。	研究教育職員 ・ 事務職員 ・ 技術職員 ・ 特任研究員 ・ 特任専門職員 ・ 再任用職員 事務補佐員 ・ 技術補佐員 ・ 外国人研究員 ・ 機関研究員 ・ プロジェクト研究員 ・ 外来研究員 ・ 総研大学生 ・ その他()

* 外国人研究員、外来研究員、総研大学生は下記への記入・押印が必要です。

指導教員または担当教員	氏名	印
-------------	----	---

入室許可を希望する場所 (□内にチェックをお願いします)		電子錠 管理者 確認印
□	電子錠設置場所名	()課長
□	電子錠設置場所名	()課長
□	電子錠設置場所名	()課長

入室許可を希望する場所 (□内にチェックをお願いします)		電子錠 管理者 確認印
□	電子錠設置場所名	()課長
□	電子錠設置場所名	()課長
□	電子錠設置場所名	()課長

ICカード発行 決裁欄

総務課長	総務企画係長	総務企画係員

発行許可日： 年 月 日
ICカード発行番号：

<発行番号>

国際日本文化研究センター 総務課
電話:075-335-2222

